

石狩市長との面談の記録

面談日時：2021年1月12日 11:30～12:00

面談場所：石狩市役所3階庁議室

出席者：

石狩市 石狩市長加藤龍幸氏、企画経済部長小鷹氏、環境市民部長松儀氏
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 藤田（進行）、石岡、種田、千喜良、安田

目的：陸上工事が始まった石狩湾新港洋上風力発電事業と、石狩市が推進を表明した石狩湾一般海域での洋上風力発電事業に関して市の考え方を確認し、問題点を追求するため。事前に質問内容を送付した。

- 黒文字 「質問1～4」は面談の前に提出した文書による質問
- 【現場発言/再質問】 「市民の会」側からの面談時の発言や再質問など
- 【回答】 加藤市長の発言

※ 注釈

はじめに

- ・面談時間「30分」について

【現場発言】意見交換の機会として市長との相互理解を深めたいと思い最低でも「1時間」の対談を要望したが「30分」になった。短時間の細切れ問答で進めていかざるを得ないことを了承していただきたい。

- ・広報「いしかり」市長の年頭あいさつについて

【現場発言】カーボンゼロ、再生エネルギーの盛り上がり元年の令和3年の年頭に市長が新港地区の巨大風力発電に言及してないのは風力発電に無関心なのか軽視なのか？

【回答】市長として、言及すべき関心ごとは色々ある。その他のことを述べただけだ。

※あいさつでは新港地域ではコストコについて述べている。ちなみに去年は新港地域に関してはビジネスホテル開業について述べていた。

質問 1. 石狩湾新港洋上風力発電事業「住民説明会」の開催要望協力をお願い。

立地自治体市長として、説明会開催を中止している事業者グリーンパワーインベストメント（以後 GPI）へ、市民と共に、説明会を開催するよう強力に申し入れていただきたい。

【回答】石狩市としては経過がここまで来ており、「説明会」の必要は認めない。終わったことだ。市民にはネットで説明したのでは？

【再質問】ネットでの市民と事業者のやりとりは極めて少なく内容も限定的だ。石狩市の玄関先に計画されている巨大プラントが漁業、自然環境、健康、景観等に与える影響は甚大だ。立地自治体として、石狩市は、開催要望を住民に任せるのではなく、主体的に「住民説明会」を事業者へ要請する義務も責任もある。

【回答】すでに環境アセスも「準備書」の段階を過ぎて、法制面では「説明会」の義務もない。

【再質問】石狩市は市民の立場に立って事業者に対応すべきであるということだ。法制面では解決できていない多面的な問題、市民の生活環境（健康、生業、事故等）に対する説明が、事業者の口から市民に対してきちんとされなければならないのではないのか。

【回答】聞きおく。

質問 2. 新港洋上風力発電事業の工事進行状態の確認と「住民合意」のない工事の中断の要望。

・寝耳に水の GPI 陸上工事の現行工事の内容、進行状況、認可の根拠を詳しく説明を求める。

【回答】法改正もあり、工事については法律上問題はない。

※平成 25 年より「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」が施行され、太陽光発電設備等（風発設備も含まれる）及び津波避難施設の道路占用許可対象物件への追加がなされた。

【再質問】行政上の法律のことは知らないが市民側としては工事の内容、進捗、認可の根拠を詳しく知る権利がある。

【回答】情報開示請求をしてもらいたい。

※1 月 12 日、開示請求し、一部開示の決定が出たが、3 月 12 日に GPI より、不服申し立てがあり執行停止となり、現在、審査中。

【再質問】GPI の新港風力発電事業について「住民合意」は、「説明会」もなく、内容的には何ら「合意」はしていない。工事認可は撤回するべきでは。

【回答】事業者による国の環境アセスなどで既に認可され「説明会」の必要もない。

【再質問】事業者 ⇄ 政府 ⇄ 自治体 の法制上の「合意」だけで認可されるのは理解できないし容認できない。特に 8000kW の巨大プラントは漁業、自然環境、健康、景観等の影響を石狩市も市民もゼロから検証していかなければならないものだ。石狩湾の海が死ぬ瀬戸際に立っている。プラントが建ってから事故が起きたり実際の被害が出たら間に合わない。

【回答】聞きおく。

【再質問】事業計画の変更の内容は事業者から石狩市に説明されていると思うが、変更内容を市民に情報として伝えているか？

【回答】特に伝えていない。事業者の環境アセス書類に書いてあり市民への縦覧に供している。

【再質問】石狩市の態度は、全て単に事業者や政府の取り次ぎだけをやっているように見える。市民をないがしろにしている。（補足：新港管理組合が公募して実施した公的事業なので、石狩市が市民に対して事業内容や環境影響を説明する責任があるし、環境影響が出た時には責任を負う義務もあるのでは。）

【回答】（話題をそらして）法律の細目にあるが、総出力の 10%以内であれば問題なく事業の変更ができる。

【再質問】8000kW×14 基=11.2 万 kW は北電との接続契約の 99.990 万 kW を 10%以上超えている。風車が回っているところでは 11.2 万 kW の発電をしているが、変電設備のところで 99,990kW に出力制御するということもあるのでは？そのような取り決めだとしたら承服できない。

※担当部長から回答が得られなかったので調べてもらうことになった。

※上記の再質問は 30 分の面談時間が過ぎ市長が席を立ってから担当部長との問答。前倒しでここに記述する。

質問 3. 巨大風車からの市民の騒音・低周波音による健康影響／被害についての石狩市の知見・見解の説明要望と、既存風車の健康影響／健康被害調査の速やかな実施の要望。

・前者 GPI 巨大風車の健康被害の予測、後者既存風車健康被害の現況の説明を求める。

【回答】前者については国の機関の調査により騒音、低周波音による健康被害はない。風車は住民の健康障害に関係しない結論が出ている。

【再質問】市民の健康担保は市長の第一の使命なのではないか？ 必ず現況を調査することを求める。

【回答】市中の健康被害の噂や風聞を根拠にして、子ども、老人、新港工業地区等の健康調査はしない。それをすることで、かえって石狩市の風評被害を大きくする恐れがある。

【再質問】風力発電プラントによって実際に被害がでてからでは取り返しがつかない。何事も事前にするべきだ。

質問 4. 石狩市議会(12/8)での市長の石狩湾一般海域洋上風力発電「促進区域指定」容認の発言について。

・石狩市は少なくとも令和元年以来「促進区域指定」については希望しないことを標榜してきたが、突然の容認のプロセスについて説明を求める。

【回答】令和元年以来、石狩市の風力発電に対するスタンスと国の方針は合致していなかった。国から3項目の指針が出て容認することにした。

【再質問】あまりにも調子の良い答えだ。市民にも議会にもじっと「希望しない」姿勢を見せ続けてきたのではなかったのか？その3項目とは何々か？

【回答】1、促進区域となりうる候補海域があること

2、利害関係者（漁業者）との合意

3、風況（風速、風向が一定）、水深、海況などの環境が適していること

※上記の回答はよく聞き取れず、後日確認した。

【再質問】この件については石狩市でも各層から構成される協議会を設置し、検討をするべきだ。

【回答】「促進区域指定」と言っても国の最終決定まで北海道との関係や競合地区との関係などプロセスがある。協議会は国が設置するもの。何のための協議会かわからない。

その他

・書面での回答について

【現場発言】書面で提出しておいた各課題や各質問については、約束通り文書で、できれば今週中に詳しくお願いします。

「記録初稿 2021年3月31日」